



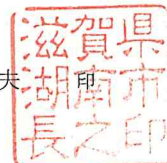
様式第5号（第3条関係）

一般廃棄物処理業（中間処理）許可証

湖環政第 91 号
令和3年(2021年)6月22日

株式会社湖南リサイクルセンター
代表取締役 西村 忠浩 様

湖南市長 生田 邦夫



令和3年6月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（中間処理）許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次の条件を付けて許可しま
す。

許 可 番 号	第 2106091 号
許 可 年 月 日	令和3年8月1日
氏 名	法人にあつては、名 称及び代表者氏名 株式会社湖南リサイクルセンター 代表取締役 西村 忠浩
事務所及び事業所の所在地	滋賀県湖南市石部口三丁目6番13号
許 可 期 間	令和3年8月1日から令和5年7月31日まで
取 扱 廃 棄 物 の 品 目	粗大ごみ、木くず、剪定木くず、刈草、不燃ごみ
処 理 の 方 法	破碎
営 業 の 区 域	湖南市全域
<許可条件>	
1 この許可で処理できる品目は、粗大ごみ、木くず、剪定木くず、刈草、不燃ごみに限定し、その処理量は破碎施設の処理能力を超えないでください。	
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び湖南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則の規定を遵守してください。	
3 破碎は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第1項第11号に規定する構造を備えている施設で行ってください。	
4 地域住民との意思疎通に努めると共に、作業に際しては周辺住民の生活環境に影響を与えないよう細心の注意を払ってください。	
5 万一、周辺住民から苦情があつた時は、市役所に連絡すると共に迅速かつ適正に対応してください。	
6 市の処理基本計画に変更を生じたときは許可を取り消すことがあります。また、この許可に関し制度改正がなされたときはこれに従ってください。	
7 上記事項及びその他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがあります。	